

コイヘルペスウイルス病の発生について

平成21年10月26日
千葉県農林水産部水産局
漁業資源課 043-223-3606

平成21年10月19日に、県内の個人宅の池でニシキゴイが死亡しているとの連絡を受け、内水面水産研究所での初動診断及び（独）水産総合研究センター養殖研究所での確定診断の結果、コイヘルペスウイルス病の発生が確認されましたので、お知らせします。

1 検査結果（（独）水産総合研究センター養殖研究所にて検査）
3検体中3検体が陽性

2 経過

- （1）県水産総合研究センター内水面水産研究所は、10月21日に、初動診断を実施したところ、コイヘルペスウイルス病の陽性反応が確認されたため、（独）水産総合研究センター養殖研究所に確定診断を依頼し、10月26日にコイヘルペスウイルス病と確定されました。
- （2）県内の個人宅の池では、ニシキゴイを約80尾が飼育していたが、10月23日までに累計約20尾が死亡した。

3 今後の対応等

現在、所有者は、排水の停止及びニシキゴイの移動の禁止を実施しています。
今後、県では、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置命令を行い、該当するニシキゴイの焼却や飼育池等の消毒を実施します。

4 コイヘルペスウイルス病について

- （1）本病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気です。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色などが見られます。また、マゴイ及びニシキゴイ以外の魚には感染しません。
- （2）人へ感染することはないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はありません。

●皆様へのお願い

- 1 病気の拡大を防ぐために釣ったコイを他の川などへ放すことはやめてください。
- 2 飼育しているコイを川などに放すことはやめてください。
- 3 県内の川や池などで大量にコイが死んでいるのを見つけたときは、県庁漁業資源課栽培推進室《電話043(223)3037・土、日曜及び祝祭日090(3202)8899》に連絡してください。

コイヘルペスウイルス(KHV)病が発生しましたのでお知らせします

10月26日、県水産試験場(安曇野市)が行ったKHV病確定診断により、下表のとおり KHV病の発生が確定しましたのでお知らせします。

1 確定診断でKHV病と確定したコイ

番号	検体採取日	場所	検体数	検査種類	結果
1	10月21日	松本市(公園)	2	マゴイ	陽性 2/2
計			2		陽性 2/2

2 対応

持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置として移動禁止命令を行います。

コイヘルペスウイルス(KHV)病

○この病気はマゴイ、ニシキゴイだけが感染する病気で、人や他の魚へはうつりません。

○人には感染しませんから、仮に感染したコイを食べても影響はありません。

○KHV病は、水温20～25℃で最も発生しやすくなります。

(参考) 長野県での発生状況

	発生期間	発生市町村数	発生件数
平成16年度	6月16日～10月22日	34	147
平成17年度	6月24日～12月16日	12	36
平成18年度	6月16日～11月13日	6	11
平成19年度	8月16日～12月27日	3	4
平成20年度	7月1日～7月12日	2	3
平成21年度	6月10日～10月26日	6	7

本江田川におけるKHV病の発生について

1. 概要

平成21年10月23日（金）に高知市介良付近の下田川支流本江田川（ほごだがわ）で採取したマゴイについて、コイヘルペスウイルス（KHV）が確認されましたのでお知らせします。

なお、平成21年における河川でのKHV病の発生は、今回が初めてです。

2. 経過

平成21年10月23日（金）に下田川支流本江田川（ほごだがわ）で死亡していたマゴイ2尾を回収し、高知県内水面漁業センターが検査を実施しました。

この結果、検査した2検体のうちの2検体全てからコイヘルペスウイルス（KHV）の陽性反応が確認されました。

3. 発生原因

今回のKHV病の発生原因は特定できていません。

4. 県の対応

- (1) KHV病のまん延防止を図るため、関係市町村等とともに河川等を巡回し、コイの死亡が見られたときには、早期回収と焼却処理を行います。
- (2) 今回、発生が確認された水域は、平成19年9月19日付け高知県内水面漁場管理委員会指示第90号に基づき、生きたコイの持ち出しを禁止する水域に指定しています。（平成19年9月20日付け高知県告示600の2）

5. 県民の皆様へ

- (1) KHV病はコイ以外の魚には感染しません。人に感染することはありませんので、仮に感染したコイを食べても人体に影響はありません。
- (2) KHV病が発生したところのある水域に生息するコイなど、KHVを保菌する可能性のあるコイは、その生死を問わず他水域にKHVをまん延させる恐れがあります。このことから、KHV病の発生した河川で釣ったコイを自宅の池に移したり、池で死んだコイを河川に遺棄するなど、KHVの感染が疑われるコイを絶対に移動させないようお願いします。また、死んだコイを発見した場合や個人池のコイに異常が見られた場合には、県漁業振興課（088-821-4606）までご連絡をお願いします。
- (3) 高知県内水面漁場管理委員会では、県内全域の公共用内水面などでのコイの放流制限や遺棄の禁止を指示しています（平成19年9月19日付け高知県内水面漁場管理委員会指示）。委員会指示に違反した場合には、漁業法に基づいて罰せられることがあります。

※報道機関の皆様には、この連絡先を掲載していただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

高知県漁業振興課 担当：宮澤^{みつはし}、三觜

TEL 088-821-4606

又は 821-4613